

エ 要保護児童対策地域協議会を中心とした児童相談体制の整備

児童相談所は、市町村が設置する要保護児童対策地域協議会を通じて要保護児童、要支援児童及びその保護者に関する状況把握に努め、状況に応じて、関係機関と連携し、生活保護の受給等の福祉サービスの利用案内を行っています。今後は、生活困窮者自立相談支援事業の利用も案内し、子どもの生活環境の向上に努めます。

オ 特別支援学校における包括的な支援体制の充実

特別支援学校長会が中心となって地域総合支援ネットワーク相談会を開催し、特別支援学校在校生、保護者、支援者、行政担当者、教員が情報交換や相談を行っています。

今後も引き続き相談会を開催し、特別支援学校児童生徒、保護者の多様なニーズに対応できるように支援体制の充実に取り組みます。

カ 関係機関の連携による切れ目ない就労支援

ニート等の若者の職業的・社会的自立のためには、支援対象者の把握から就労・定着までを切れ目なく支援する必要があり、関係支援機関によるネットワークを強化し、地域の若者情報を共有する仕組みや、自ら支援を求めることがない若者への訪問支援に取り組みます。

また、高等学校等を中途退学した若者に対しては、適切な情報提供を行い、相談窓口等の周知を図るとともに、関係機関が連携して就学・就職について支援していくことが必要とされており、学校と関係機関で中途退学者の情報を共有する仕組みや、就職・就学に係る情報をどのようにして中途退学した若者に周知するかについて検討しています。

(P. 50 「イ 若者に対する就労支援」一部再掲)

(5) 支援する人員の確保等

ア 社会的養護の体制整備

県では社会的養護の推進のため、手厚く職員を配置している施設や、身体又は知的な障害等を持つ児童が入所している施設であって、児童の手厚い支援のための賃金職員を配置した施設に対し、補助金加算による支援を実施しています。

また、県内の3か所の乳児院や児童養護施設に里親支援専門相談員を配置し、里親支援を実施しています。さらに、先進県から講師を招き委託率向上のための対策について研修会を開催する等、里親制度の普及啓発と新規里親の開拓に取り組んでいます。

今後は、里親の会や市町村、N P O 法人等と連携し、里親制度のさらなる普及啓発に努め、里親登録者を増やすとともに、平成41年度までに社会的養護を必要とする児童のうち、里親等委託率が3割を超えることを目標に取り組みます。

イ 児童相談所及び市町村の相談機能強化

児童相談所においては、職員の専門性を強化するための実践的な研修を実施するとともに、各種研修への参加を促進しています。児童福祉司任用資格認定研修や虐待対応や被虐待児のケアに関するテーマ別研修等の受講により、職員の資質向上と体制強化を図ります。

また、市町村職員向けに良好な親子関係を築くための子育て講座のトレーナー養成研修を実施し、市町村職員の相談援助技術の向上を図ります。

ウ 相談職員の資質向上

生活困窮者自立支援制度において、当面の間、相談支援員の養成は国の役割として位置付けられています。県では、独自に生活困窮者の自立相談支援業務に従事する支援員及び関係機関の職員に対して、研修を実施する等、相談職員の資質向上に取り組んでいます。

生活保護関係職員に対しては、職員の資質向上を目指し、新任職員研修会、担当者等研修会、就労支援員意見交換会等を実施しています。子どもへの対応についても、虐待防止や障害等への対応の視点から研修を実施しており、今後、研修内容の見直しや専門分野の研修への参加機会を設ける等、相談体制整備と職員の資質向上を図っていきます。

また、各地域において相談支援活動を行っている民生委員・児童委員に対して、各種研修を実施し、資質向上を図っています。

さらに、ひとり親家庭の自立を支援する母子家庭等就業・自立支援センターの運営を、(一財)群馬県母子寡婦福祉協議会に委託し、就業相談員や母子父子自立支援員の資質向上を図るための研修を実施しています。今後も引き続き、ひとり親家庭の相談体制整備と相談関係職員の資質向上に努めます。

エ 子育ての支援者の育成と資質向上

総合教育センターでは、家庭教育の充実を目指し、地域で活躍する子育ての支援者の資質向上を図ることを目的に、「家庭教育充実のための地域で取り組む子育ての支援者研修会」を実施しています。

平成25年度に実施した幼稚園教諭や保育士等を対象とした調査では、子育ての支援についての研修の受講希望が多かったことから、研修の定員を増やし、専門性を有する子育ての支援者の資質向上を目指します。

また、生涯学習センターでは、家庭教育相談に関する専門的な理論・技法を学び、地域における家庭教育や子育てを支援する人材を育成しています。

(P.36「イ 子育ての支援者の育成と資質向上」再掲)

(6) 住まいの確保

県及び市は、離職者であって就労能力及び就労意欲のある方で、住宅を喪失している又は喪失するおそれのある方に対し、家賃分を支給することにより、住宅及び就労機会の確保に向けた支援を行っています。

県営住宅では、収入の少ない世帯に対する家賃減免措置をはじめ、13歳未満の児童と同居する世帯に対し、小中学校に近接する県営住宅を期限付きで斡旋とともに、抽選の優遇や入居収入基準の緩和等を行っています。

子育て世帯に対しては、他にも居住環境が良好な賃貸住宅への家賃助成や、群馬あんしん賃貸ネットを介して、子育て世帯の入居を受け入れる民間賃貸住宅に関する情報を提供する等の支援を行っています。

また、ひとり親家庭に対する母子父子福祉資金による住宅の建設、購入、改築等に必要な資金や、転宅資金の無利子又は低利子での貸付を実施しています。

今後も、子どもの養育の負担が大きい子育て世帯に対する住宅支援を継続して実施していきます。